平成２１年（フ）第２１５８０号
広島県広島市中区鶴見町13―11―501
債務者　阿部慎太郎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５８１号
東京都昭島市東町４丁目19―３
債務者　新井あさ子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５８６号
群馬県太田市西新町23―７　キュウブ西新町Ａ―104
債務者　森田　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５８７号
東京都世田谷区野毛２丁目26―15
債務者　柴山　靖文
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９３号
東京都江東区北砂７丁目７―１―1004
債務者　東田千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９４号
東京都墨田区横川５丁目９―４―1008
債務者　高橋　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９７号
秋田県潟上市天王字上北野150―21　グランデキューブＡ棟
債務者　伊藤　真実
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９８号
東京都練馬区三原台１丁目４―６―102
債務者　伊藤加奈子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９９号
埼玉県川越市大字藤間876―106
債務者　末永　美智
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６００号
北海道苫小牧市拓勇東町８丁目６―22　ハイツまるいＮＯ120―101
債務者　日塔　雄二
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６０８号
東京都大田区西六郷２丁目22―11
債務者　神尾　玲子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６１２号
埼玉県日高市大字下鹿山494　こま川団地２街区７棟404
債務者　甲斐雄一郎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６１３号
東京都江東区東陽１丁目21―６―102
債務者　小内　　元（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６１４号
東京都文京区千駄木４丁目18―18
債務者　小川　昭三
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６１６号
東京都練馬区石神井町１丁目７―27―103
債務者　小倉　美佳
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６１７号
北海道札幌市白石区北郷３条４丁目10―14―４Ｅ
債務者　佐藤　優子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部